

平成21年第17回教育委員会記録

平成21年9月18日(金)

杉並区教育委員会

教育委員会記録

日 時 平成21年9月18日(金) 午前10時33分～午前11時02分

場 所 教育委員会室

出席委員 委員 長 大 藏 雄之助 委 務 員 代 理 長 者 宮 坂 公 夫
 委 員 安 本 ゆ み 委 員 大 橋 辰 雄
 教 育 長 井 出 隆 安

出席説明員 事務局次長 小林 英雄 教 育 改 革 担 当 長 森 仁 司

庶務課長 徳 嵩 淳 一 教 育 人 事 企 画 長 佐 藤 浩

教育改革推進課長 岡 本 勝 実 教 育 委 員 会 局 事 務 統 括 指 導 主 事 筒 井 鉄 也

学校適正配置課長 齊 藤 俊 朗 学 務 課 長 加 藤 貴 幸

社会教育課長 森 田 師 郎 教 育 委 員 会 事 務 局 副 参 事 正 田 智 枝 子

済美教育一長 小 澄 龍 太 郎 済 美 教 育 一 長 坂 田 篤

済美教育一長 田 中 稔 中 央 図 書 館 長 和 田 義 広

事務局職員 庶務係長 日下部 仁 法 規 担 当 係 長 佐 野 太 一
 担当書記 佐 藤 守

傍聴者数 4名

会議に付した事件

(議案)

議案第62号 学校運営協議会を置く学校の指定について

議案第63号 「区立幼稚園の改革方針」の策定について

議案第64号 杉並区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

(報告事項)

- (1) 学校運営協議会委員の任命について
- (2) 杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認一覧

目 次

議事録署名委員の指名について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

議案審議

議案第62号 学校運営協議会を置く学校の指定について・・・・・・・・ 4

議案第63号 「区立幼稚園の改革方針」の策定について・・・・・・・・ 6

議案第64号 杉並区立学校の管理運営に関する規則の一部を
改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

報告事項

(1) 学校運営協議会委員の任命について・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

(2) 杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認一覧・・・・・・・・ 12

委員長 ただいまから平成21年第17回教育委員会定例会を開催いたします。

本日の議事録の署名委員は、安本委員にお願いします。

本日の議事日程は、ご案内のとおり、議案が3件、報告が2件となっております。

それでは、議案の審議に入ります。

日程第1、議案第62号「学校運営協議会を置く学校の指定について」を上程し、審議いたします。

教育改革推進課長から説明をお願いいたします。

教育改革推進課長 それでは、私のほうから議案第62号「学校運営協議会を置く学校の指定について」のご説明をさせていただきます。

このほど、東京都教育委員会との協議を終了し、平成21年10月1日付けで、「杉並区学校運営協議会規則」第2条に基づき、富士見丘小学校、天沼中学校、荻窪中学校の3校を新たに学校運営協議会を置く学校に指定したいと考えてございます。当該校につきましては、学校支援本部の活動も大変活発で、地域に開かれた学校として、学校、保護者が一体となった特色ある学校づくりを行っており、学校運営協議会を置く学校として大変ふさわしいと考えてございます。なお、学校運営協議会委員につきましては、後ほど報告をさせていただきますが、報告資料のとおりでございます。校長をはじめとして、校長推薦の委員、また、学識経験者、公募委員を含めまして、それぞれ11名となっております。なお、議案の朗読は省略をさせていただきます。

私からは以上です。

委員長 ただいまのご説明について、ご意見、ご質問はありますか。

宮坂委員 学校運営協議会としたら、評議員の関係というのはどうなるのでしょうか。

教育改革推進課長 学校評議員は、あくまでも個人の立場で学校に意見を言うというところですが、この学校運営協議会委員につきましては、法律に基づく一定の権限を持って、合議制の機関として、学校運営に携わっていくものとなっております。

宮坂委員 評議員はなくなるんですか。

教育改革推進課長 地域運営学校となると同時に、学校評議員制度から学校運営協議会制度に移行するという考え方でございます。

宮坂委員 評議員もなくなるわけですか。

教育改革推進課長 はい。

委員長 ほかに何か。

大橋委員 選定基準で、今、課長からお話があったんですけども、大変わかりやすいんですよ。学校支援本部が活発で地域運営学校というふうな形で選定されると思うんですが、そういうすみ

分けみたいなものというのは、割合に明確にできそうなんですかね。いろいろな活動があるじゃないですか。当初の頃は、地域運営学校になったらPTAはどうなんだみたいなことは、学校支援本部でもありましたが、その地域運営学校自体の捉え方というのは、課長のところでわかるところで結構ですけども、今度、新たに設置される学校なんかは、どんな認識をされていると判断されますか。

教育改革推進課長 この学校運営協議会につきましては、校長や学校と一緒に学校の経営方針について議論していただいたとか、そういった一定の法律に基づいて学校経営に携わっていく組織でございます。また一方で、学校支援本部は、これまで副校長を中心として行っていた地域との調整を行い、学校を側面から支えるというところで、学校の経営に携わる部分と学校を支えていく部分ということで役割分担を明確にしていきたいというふうに考えています。

大橋委員 わかりました。それは、できそうな感じがします。

教育改革推進課長 失礼しました。もちろん今回指定します学校につきましては、そのあたりをきちんと学校と調整して、地域の方ともお話をして指定をするというところです。

安本委員 いろいろな組織があって、いろいろな人たちがいて、それでいつもバッティングという言い方は変ですけども、割合、こう一緒になりがちなところもあると思うんですね。今おっしゃるように、はっきりそういうふうに学校の経営と学校を側面を支えるという、そういうことをご本人というか、皆様方にもよくわかっていただかないといけない。やっていらっしゃるほうがわからないというか、どこまでやっていいのかとか、そういうことを割合聞くので、そこところはこちらのほうからきちんとご説明申し上げて、そういう活動をしていただきたいということは明確にさせていただけたらいいなと思います。何か結構混乱しているところがあるみたいですね。

教育改革推進課長 その点につきましてはご指摘のとおり、委員さんの中には両方に携わっている方もいらっしゃるというふうには伺っておりますが、教育委員会として、役割分担ですとか、そういった制度の理解を含めまして、きちんと学校側への説明、また、今後、学校間の情報共有なども必要になってくると思いますので、教育委員会として地域運営学校を支えていく仕組みづくりというのを考えてございます。

大橋委員 いきなり難しくというか、課題を持ったような形で地域運営学校をとというのは難しいと思うんですよ。やはり徐々に増えたのはあるんですが、私自身が何校か見させていただいて、ゆるやか過ぎるようなところもありますし、逆にきちきちなところもありますし、基本的には私立の学校だったら理事会に近いものであって、委員自体が自分のバックグラウンドを大切にしながら意見をということも、もちろんなんですけども、学校自体をどう経営しているのか、今ど

ういう状況なのかというのを把握できているかどうかというところが、各学校の課題かなと思うんです。学校評議員が学校を見ているものと、学校支援本部の本部員が見ているものの視点が違うというか、そういうようなところが明確になってくれると、教育委員会側から強く言うというのはなかなか難しいと思うんですが、少し意識改革をしていただかないといけない部分というのはあると思うので、その辺は是非よろしくお願いします。厳しいですけども、やはり、その辺はすみ分けていただかないと、学校支援本部が地域運営学校であるかのごとくなってしまうと、実働部隊と経営陣というところで、すみ分けがすごく難しいと私は判断しますので、その辺、言い方は厳しくなるかもしれませんが、是非その指導はしていただきたいと思います。

委員長 ほかに何かございますか。

それでは、また委員の任命については、後でご報告がありますので、議案第62号はこのまま可決して異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

委員長 それでは、原案のとおり可決いたします。どうもありがとうございました。

続きまして、日程第2、議案第63号「『区立幼稚園の改革方針』の策定について」を上程し、審議いたします。

教育委員会事務局副参事、特命事項担当からご説明をお願いいたします。

教育委員会事務局副参事(特命事項担当) それでは、議案第63号につきまして、私からご説明を申し上げます。

本議案は、平成21年8月11日に公表した「区立幼稚園の改革方針案」について、区民等の意見提出手続の結果等を踏まえまして、一部を修正した上で、改革方針を策定するため提出するものでございます。

1枚おめくりください。はじめに、表記の誤りがございますので修正をお願いいたします。

2番の「基本方針(案)」となっておりますが、こちらは「改革方針(案)」ということで「改革」に直していただきたいと思います。それから2の(4)の「修正後の基本方針」とありますが、これも「基本」を「改革」に修正をお願いいたします。申し訳ございませんでした。

それでは、第1の「区民等の意見提出手続の実施状況について」ですが、平成21年8月11日に広報すぎなみ始め、区及び教育委員会ホームページ等で「区立幼稚園の改革方針案」を公表し、この間、各園での説明会を開催するとともに、区民等の意見提出手続を実施いたしました。その結果、各幼稚園の関係者や在園児及び未就園児の保護者の方など、個人、団体合わせて376件のご意見、ご要望をいただいております。これらを踏まえまして、第2の「改革方針(案)の修正内容等」につきまして、添付の別紙1に、区民等の意見による改革方針案の修正、別紙2に、主

な区民意見の概要とそれに対する区の考え方、別紙 3 に、表現等の整理・修正、別紙 4 に、修正後の改革方針を記載してございます。

それでは、まず、別紙 2 の 1 ページをご覧ください。

主な区民意見の内容は、延べ28項目になっておりますが、幼保一体化施設への転換に関する基本的な考え方については、幼児教育の充実を求める声や、保護者の就労形態に関わらず、安心して預けられる施設を求める意見等がございました。また、区立幼稚園の教育については高く評価しているという声も複数ございました。

おめくりいただきまして、2 ページから 3 ページでございますけれども、一方で、幼稚園枠の定員が減少することについて懸念する声や、転換の時期を延期して欲しいという意見、入園募集を早めて欲しい等々、多数の意見が寄せられております。別紙 2 の右の欄には、そうした意見に対する区の考え方を記載してございます。

次に、別紙 1 に記載の改革方針案の修正についてご説明をいたします。

区では、こうした区民等の意見を考慮しまして、改革方針案を一部修正することといたしました。まず、項目 3 の「(仮称) 子供園の概要」の中のクラス編制等について、定員を拡大いたします。3 歳児は当初の案の16名程度から18名、4、5 歳児は各32名程度から各35名へ拡大をいたします。

次に、5 の「実施に向けた経過措置等」について、高円寺北幼稚園については、施設規模等の状況から、転換後のクラス編制を 4、5 歳児各 1 クラスといたします。

次に、(仮称) 子供園への転換後、3 年間の経過措置として、コアタイム枠を拡大する措置を講ずることとしまして、4、5 歳児コアタイム枠と長時間保育枠の割合を、当初の案の 1 対 1 から 3 対 2 といたします。

次に、平成22年度に転換する下高井戸幼稚園と堀ノ内幼稚園の 4 歳児については、他の 4 園と同様に11月初旬に幼稚園の園児として募集・決定をいたします。当該幼児については、条例案について区議会での議決を経た後に、(仮称) 子供園の入園児とみなす措置を講じていきます。

次に、別紙 3 をご覧ください。表現等の整理修正といたしまして、「クラス編制」の表記の修正、今後の進め方で、改革方針案以下は、区民意見等の提出手続が終了したことにより削除いたしました。

別紙 4 は、以上の修正を加えました改革方針となっております。

最後に、お戻りいただきまして、今後のスケジュールについてご説明をいたします。

当委員会での改革方針の決定後ですけれども、9月24日の区議会文教委員会にて報告をいたします。その後、9月末から10月初めにかけて、各園の関係者、保護者の方に説明会を実施し

ていく予定でございます。それから、11月の第4回区議会定例会に条例案及び補正予算案を提出いたします。12月には実施体制の整備をしまして、(仮称)子供園の入園の募集、それから施設の改修等に着手をしましてまいります。平成22年4月には(仮称)子供園開園ということで、下高井戸と堀ノ内の2園を開園予定でございます。

以上で、説明を終わります。議案の朗読は省略させていただきます。

恐れ入ります、もう一点修正がございます。今説明した資料なのですが、改革方針案の修正内容等で、(2)の「区民等の意見の概要と教育委員会の考え方」となっておりますけれども、こちらは「区の考え方」ということで修正をお願いいたします。申し訳ございません

以上でございます。

委員長 ただいまの説明について、ご質問、ご意見ございますか。

宮坂委員 よろしいですか。今の説明で大筋はわかりました。繰り返しの質問になるかもしれませんが、確認の意味で2、3ですね、ちょっとお伺いしたいんです。今のお話で、区民意見等の提出手続を行う一方で、この間、保護者を始めとする幼稚園関係者に対する説明を行ったという説明をしています。どの程度、また、どのような意見があったというのはこの中に出ているんでしょうか。それから改革の趣旨については大体の感じですが、一定の理解というものは得られたんでしょうか。それが1点。

それからもう一つは、区民意見等を踏まえて経過処置などの修正を加えているようですが、幼稚園関係者、概ねこれは理解できている内容になっているんでしょうか。この辺、もし感じがありましたらお知らせいただきたいと思います。

3つ目に教育委員会での方針決定後、決まった後に改めて保護者等に対しては丁寧な説明、意見交換を行っていきだろろうと思いますが、その辺、具体的な計画というものはございましょうか。

以上3点、確認の意味でお願いいたします。

教育委員会事務局副参事(特命事項担当) お答えいたします。

説明会につきましては、7月27日の文教委員会での方針案の報告の後に、7月下旬から8月の下旬にかけて、幼稚園の職員の方とか、父母と教師の会、あと私立幼稚園の連合会、各園の在園児とか、未就園児の保護者の方など、17回程度実施をしております。また、この他にも在園児、未就園児の保護者のお母さま方が、たびたび区のほうにもお見えになっております。その都度、丁寧に説明をさせていただいております。

それから改革方針案の見直しの方向性については、概ねご理解はいただいていると思うんですが、やはりご意見として、幼稚園の枠が減ってしまうんじゃないとか、そういったご心配は多々いただいております。これについては、来年度開園の2園につきまして、定員の枠を35

名にしたということと、幼稚園枠として11月初めに例年同様に募集をするということで、かなり不安は解消されるのではないかと考えております。その他の園につきましても、当初、幼稚園枠とその長時間枠が半々だったんですが、広げてほしいというご意見を酌みまして、定員の問題もありますので、もうぎりぎりのところなんですけれども、割合を増やしていくということで取り組んでおりますので、一定のご理解は得られるものと考えております。

それから、今後の説明の予定なんですけれども、既にいろいろなところから問い合わせをいただいておりますので、この決定の後に、9月26日を初めといたしまして、10月中旬ぐらいまでかけて、各園と関係者の方にご説明を差し上げたいと考えております。

以上でございます。

安本委員 パブリックコメントが376件、とても多くて、関心の高さがと思うんですけれども、これが集約されると、意見項目は28程度になっちゃうんですね。

教育委員会事務局副参事（特命事項担当） そうですね。大まかに整理をしますと。

安本委員 ということは関心の持たれるところというのは、集中しているというふうに考えていい。

教育委員会事務局副参事（特命事項担当） そういことです。

安本委員 一応パブリックコメントにお答えはしていらっしゃるんで、これは見させていただいて、これはそれでいいと思うんですけれども、これ自体はもちろん広報とかでオープンにされる。

教育委員会事務局副参事（特命事項担当） また、いたします。

安本委員 じゃそれで、これはこれでおしまいということですか。

教育委員会事務局副参事（特命事項担当） そうですね。

安本委員 やはり幼稚園のことですから、子供も小さいし、親もまだ若いし、できる限り丁寧な説明と後々の混乱がないように、あとやはり、こういうふうにしてみて、初めてわかるという言い方はいけないかもしれないけれども、やはり区立幼稚園に対する関心の度合いとか、期待度とか、そういうものはすごく高いなというのを感じましたので、これからも丁寧にご説明なさって進めていっていただきたいなと思います。よろしく願いいたします。

教育委員会事務局副参事（特命事項担当） 本当にご心配の声は多々いただいております。今までちょっと公表できない部分があったんですけれども、それをきちんとお示しできるようになりましたので、なるべくご理解いただけるように不安材料が減るように説明をさせていただきたいと考えております。

安本委員 あと幼稚園の先生と保育士さんと、これが混在する施設になっていくわけです。やはりそういうところも、先生にもそれなりのお気持ちもおありでしょうし、保育士さんにもおあり

でしょうし、そういうところも初めての試みですから、2園に関しては丁寧に細かく、先生方のこともケアできるようにしていただけたらいいなと思います。というのはやはり、それなりに幼稚園の先生は幼稚園の先生の気持ちもあるし、誇りもあるし、反対に保育士の方には保育士の先生方も、そういうこともお持ちですから、そういうところを上手くしないと、やはり同じ時間帯でやっていくわけですから、あくまでもやり過ぎて、やり過ぎることはないというふうに私は思いますので、そののところもどうぞよろしく願いいたします。

教育委員会事務局副参事（特命事項担当） 先生方のご心配も多々聞いておりますので、一定の時期になりましたら研修等を頻りに開催しまして、幼稚園と保育園の先生方を交換といいますか、実際に現場を変わっていただくとか、合同の研修を開催するとか、そういったことも予定しております。

安本委員 よろしく願いいたします。

大橋委員 今の安本委員の話にもかぶるんですけども、一緒に混在する場合、環境の整備としては、例えば、管理人室などそういったものというのはどういうふうに使っているとか、そういうのも必要になってくると思いますし、また教諭のほうの定員の拡大をするということは、そこに関してはやはり幼稚園教員の免許を持っていらっしゃる方というのが望ましいと思いますが、その辺はいかがお考えでしょうか。

教育委員会事務局副参事（特命事項担当） まず、管理人室の使用についてなんですけれども、今改修を予定しております、主に3歳児のお子さんのお昼寝の場所、くつろぐ場所ということで考えております。必要な改修について、今現場のほうを見て、どのような具体的な改修が必要かということで準備を進めております。それから定員の拡大についてですね、先生方から35名に広げたということもありまして、1人ではとても見切れないという声をいただいています。それで、幼稚園の教諭1人と保育士さん1人ということで、2人担任制ということで準備を進めています。保育士さんについても新任の保育士さんについては、幼稚園教諭の免許をお持ちの方をできる限り配置をしていきたいという考えでございます。

委員長 それでは、もうご意見がなければ原案のとおり可決して異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

委員長 それでは、議案第63号は原案どおり可決いたします。

どうもありがとうございました。

次に、日程第3、議案第64号「杉並区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則」を上程し、審議いたします。

庶務課長から説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは、私のほうから議案第64号につきましてご説明を申し上げます。

ただいまの議案第63号で区立幼稚園の改革方針が決定されましたが、このことに伴い、平成22年4月1日に（仮称）子供園に転換する予定の下高井戸幼稚園及び堀ノ内幼稚園の定員及び学級編制等について改正するものでございます。

（仮称）子供園の転換に関しましては、区議会第4回定例会に条例の制定等を提案するよう検討しております。転換後は3歳児保育の導入に伴いまして、3歳児から5歳児までを対象に、各歳児1学級の編制となるため、来年度の4歳児の入園募集に当たりましては、これまでの2学級64人という定員と比較して大幅な減となります。このため、転換後の4歳児、5歳児の定員を現在の1学級32人から同35人に拡大するとともに、経過的な対応として下高井戸幼稚園と堀ノ内幼稚園の来年度の4歳児につきましては、現行の幼稚園への新規入園者として募集決定を行い、当該幼児につきましては、新たに制定する条例において、（仮称）子供園の4歳児として入園決定したものとみなす措置を講ずることといたします。あわせて現在、両園に在園している4歳児全員につきまして、来年の4月、（仮称）子供園の5歳児として在園することとする規定の整備も図ってまいります。

議案本文の別表第2をご覧ください。

ただいま、ご説明申し上げました考え方に基きまして、1ページの下高井戸幼稚園、それと2ページの堀ノ内幼稚園につきまして4歳児、5歳児とも1学級35人といたします。また高円寺北幼稚園につきましては、先ほどの議案の説明にもありましたとおり、併設の杉並第四小学校の教室数を増やす必要があることから、4歳児について現行の2学級から1学級に減じるとともに、定員を35人に拡大をいたします。なお、本規則につきましては、（仮称）子供園に関する条例制定後、下高井戸幼稚園と堀ノ内幼稚園の定員等に関する規定を削除する改正を改めて行う予定でございます。

以上で、説明を終わります。議案の朗読は省略をさせていただきます。

委員長 それでは、ただいまのご説明について、ご質問、ご意見ございますか。

前の議案とダブっているところがありますので、よろしゅうございますか。

それでは、この議案第64号につきましては原案のとおり可決して異議はございませんか。

（「異議なし」の声）

委員長 それでは、議案第64号は原案どおり可決いたします。

どうもありがとうございました。

それでは、次に日程第4、報告事項の聴取に入ります。

はじめに、「学校運営協議会委員の任命について」の説明を教育改革推進課長からお願いいた

します。

教育改革推進課長 それでは、私から杉並区学校運営協議会規則第3条第1項の規定に基づきまして、「学校運営協議会委員の任命について」ご説明を申し上げます。

先ほど議案の中でもご説明いたしましたが、富士見丘小学校、天沼中学校、荻窪中学校の3校で各11名の委員の任命となっております。

私からは以上です。

委員長 表が入っておりますので、ここにお名前が書いてございますが、ただいまのご説明についてご意見、ご質問はございますでしょうか。

よろしゅうございますか。

(「はい」の声)

委員長 それでは、これで結構でございます。どうもありがとうございました。

次に、「杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認一覧」の説明を社会教育スポーツ課長からお願いいたします。

社会教育スポーツ課長 おはようございます。私からは、「杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認一覧」の8月分について、ご報告をさせていただきます。

合計10件ございます。新規10件でございます。社会教育スポーツ課関係9件、学務課関係1件でございます。

1ページをおめくりください。1番から5番まででございます。

「日本テーパーボール連盟東京都連盟」のものでございます。それと「日本テーパーボール協会」とあわせてでございますが、上井草スポーツセンターで行うものでございます。

それから3番目、「かたらいの森」が行います「言葉がおどる 絵本を遊ぶ」というものです。座・高円寺で行うものでございます。

4番目、「杉並オラトリオ合唱団」の「J.S.バッハ『ヨハネ受難曲』」というものでございます。杉並公会堂大ホールで行います。

5番目、「井草囃子保存会」が行う、保存会の「井草囃子練習会」というものでございます。井草八幡宮のところで行うものでございます。

次のページをおめくりください。

これは社会教育センターで共催するものでございまして、1から4番まででございます。すべて家庭学級でございます。「神明中学校PTA」が行うものでございまして、「新しい事にトライして心もカラダも親子関係もリフレッシュ」。神明中学校が会場です。

2点目、「松庵小学校PTA」が行うもので、「ブックトークと読書会」。

3点目、「杉並第十小学校PTA」が行うものでございまして、「災害時子育て地域でささえ愛」というものです。

4点目、「Creo(くれお)」の「“家族力” UP! パパ時間・ママ時間・親子時間」というものでございまして、井草地域区民センターで行うものでございます。

それから4ページをご覧ください。

学務課が行うものでございまして、後援のものでございます。

「杉並区立幼稚園父母と教師の会連合会」が行う「区立幼稚園まつり」というものでございます。桃井第三小学校体育館で行うものでございます。

以上、10点のご報告でございます。以上です。

委員長 ご質問、ご意見ございでしょうか。

私はちょっと不勉強でしたけれども、ティーボールというのはどういうものなんですか。

社会教育スポーツ課長 、棒を置まして、それにボールを置いてバットで打つんですね。投げるんじゃなくて、置いたティーですよ、ゴルフのような。大きなものなんですけれども、そこにボールを置いて打つんです。

委員長 ポールを叩くということ。

社会教育スポーツ課長 ポールを叩くんですね。ボールを置いて、それを打つんです。

委員長 ああ、そうですか。わかりました。

それでは、よろしゅうございますか。これは。

(「はい」の声)

委員長 それでは、ありがとうございました。

これで報告事項の聴取を終了いたします。

それでは、予定されました日程はすべて終了いたしました。

庶務課長からございますか。

庶務課長 次回の日程でございますが、10月14日水曜日、午後2時から定例会を予定してございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

委員長 それでは、これで本日の会議を閉じます。

どうもありがとうございました。